

議案第29号 説明資料

幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年 6 月21日 条例第28号) 第1条～第5条 略 (融資の対象) 第6条 運転資金の融資条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>1,250万円</u>以内（小口資金の運転資金使途融資残高との合計額で<u>1,250万円</u>以内） (2)～(5) 略 2 略 3 小口資金の融資条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>1,250万円</u>以内（既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証等については融資極度額）との合計額で<u>1,250万円</u>以内） (2)～(5) 略 4 略 第7条～第9条 略	○幕別町中小企業融資に関する条例 (昭和53年 6 月21日 条例第28号) 第1条～第5条 略 (融資の対象) 第6条 運転資金の融資条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>2,000万円</u>以内（小口資金の運転資金使途融資残高との合計額で<u>2,000万円</u>以内） (2)～(5) 略 2 略 3 小口資金の融資条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>2,000万円</u>以内（既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証等については融資極度額）との合計額で<u>2,000万円</u>以内） (2)～(5) 略 4 略 第7条～第9条 略